平成２３年（フ）第３１０１号
札幌市豊平区中の島２条４丁目３番15号　グロワール中の島201号
債務者　鈴木智恵子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１２３号
札幌市厚別区厚別中央２条２丁目８番８号　シャルム志田201号
債務者　福士　道博
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１８２号
札幌市東区北41条東２丁目２番10―101号
債務者　森山　　豪
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２６４号
札幌市東区北14条東16丁目２番30―102号
債務者　佐藤　竜司
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２６８号
札幌市中央区南16条西７丁目１番12号　サンハイツザミナミ25号
債務者　村田　哲也
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２９８号
札幌市豊平区月寒中央通７丁目１番３号　コーポグリーンピジョン103号
債務者　石川　正行
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７１号
函館市堀川町20番７号
債務者　石峯　　薫
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１０８号
福島県会津若松市西七日町14番３号
債務者　本多　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第８２２号
埼玉県所沢市大字久米1515番地の７
債務者　伊野波佳代子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８２６号
埼玉県川越市大字寺尾642番地27　ユタカハイツ201号室
債務者　高松　　恵（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３０６６号
神奈川県藤沢市遠藤700番地の６　エストフレアＢ101
債務者　熊谷　雅弘
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０７９号
横浜市神奈川区斎藤分町50番８号　第２つばき荘12号
債務者　田鎖喜久雄
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５０号
神奈川県鎌倉市岡本２丁目11番７号
債務者　井上由美子（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９７号
静岡市葵区大岩町２番50号　タウニィ長谷川Ａ―102号、旧住所静岡市葵区新伝馬３丁目10番43号　秋山マンション201
債務者　酒井あゆ美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０４号
北海道帯広市西16条南５丁目18番19号　ハイツＢＳＲ・Ｗ―104号室
債務者　弓手　仁志
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
栃木県足利市堀込町2736番地１　アネックス21堀込205
債務者　長澤　勇樹
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第６８１号
川崎市中原区下新城２丁目５番22―106号　クリオ武蔵中原参番館
債務者　吉池　智代
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係